

医療法人社団 聖愛会
とやま居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第一条 この規程は、医療法人社団聖愛会が開設する、医療法人社団聖愛会とやま居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第二条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第三条 当事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団聖愛会 とやま居宅介護支援事業所
- 二 所在地 〒731-3272 広島市安佐南区沼田町大字吉山字風呂ノ元980番1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第四条 当事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）介護支援専門員と兼務
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 4人（常勤4名）※1名は管理者と兼務
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12/31～1/3を除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第六条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- 二 使用する課題分析票の種類 必要に応じて課題分析票を使い分け、正確な課題把握に努める。
- 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室及び利用者の自宅等
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 一回／月、また必要に応じて訪問する。

(指定居宅介護支援の内容)

第七条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- 三 その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第八条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第九条 事業所の通常の事業の実施地域は、安佐南区沼田町、安佐北区安佐町、佐伯区湯来町の区域とする。

(高齢者虐待防止のための措置)

第十条 当事業所は、利用者の権利擁護に関わる相談などに対応し、成年後見制度などの制度の情報提供や、成年後見人となるべき人を薦めることの出来る団体の紹介などを行う。また、虐待があったと思われる場合は、遅延なく市町村に通報するものとする。

2 虐待行為を当該事業所職員が市町村に通報した場合であっても、通報したことを理由にその職員を解雇その他不利益となる取扱いは一切行わない。

3 人権擁護、高齢者虐待についての責任者は管理者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第十一条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 安佐南区ケアプラン作成機関連絡会の研修
- 二 広島県社会福祉協議会が開催する研修

三 その他の研修

- 2 従業者は、職務上知りえた秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は医療法人社団聖愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十二条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

1. この規程は、平成19年10月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年9月1日から施行する。
3. この規程は、平成22年1月5日から施行する。
4. この規程は、平成22年9月11日から施行する。
5. この規程は、平成23年2月11日から施行する。
6. この規程は、平成24年10月1日から施行する。
7. この規程は、平成25年8月1日から施行する。
8. この規程は、平成26年2月1日から施行する。
9. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成28年2月11日から施行する。
11. この規程は、平成30年8月6日から施行する。
12. この規程は、平成30年10月1日から施行する。
13. この規程は、平成31年3月1日から施行する。
14. この規程は、令和1年8月1日から施行する。
15. この規程は、令和2年1月1日から施行する。
16. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
17. この規程は、令和5年9月11日から施行する。
18. この規程は、令和6年4月1日から施行する。